

社会福祉普及校指定事業実施要綱

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

1. 趣 旨

この要綱は、児童・生徒が体験をとおして社会福祉の理解と関心を高め、日常生活の中に相互扶助、社会連帯の思想を浸透させることを目的に、社会福祉法人須坂市社会福祉協議会が行なう社会福祉普及校(以下、「普及校」という。)指定事業について必要な事項を定めるものとする。

2. 実施主体

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)

3. 普及校指定期間

1年間

4. 普及校指定基準

社協は、次の事項を総合的に勘案して普及校を指定する。

(1)指定対象は、小学校・中学校・特別支援学校・高等学校とすること。

(2)指定する学校と十分に連携が図られること。

(3)指定する学校の全教職員がこの事業に対し、共通理解をもって取り組むことができること。

(4)指定する学校は、目的達成のために地域の実情に合わせ、特性を生かした活動展開が行なわれること。

5. 補助金の交付

社協は、この事業の推進のために次により申請に基づき活動費の補助金を交付する。

(1)小学校・中学校・特別支援学校・高等学校1校に対し、基礎補助金として10,000円を交付する。その他活動費については、予算の範囲内で決定する。

(2)補助金の交付については、「社会福祉普及校指定事業補助金交付要綱」による。

6. 情報の提供

社協は、普及校に対して活動に関する資料・情報の提供及び援助を行なう。

7. 普及校連絡会議の実施

社協は、この事業の推進とスムーズな事業展開を図るため、普及校の学校長及び担当教職員等の参加による社会福祉普及校ネットワーク会議を開催する。

8. 普及校の活動

普及校は、「社会福祉普及校における活動事例」を参考として、地域の実情に合わせ、特性を生かした活動を計画し、展開するために全教職員、児童・生徒がこの事業に対し、共通理解をもって取り組むこと。